

水戸市バリアフリー環境整備推進協議会規約（改正後全文）

（目的）

第1条 水戸市は、バリアフリー環境の整備を推進するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、水戸市バリアフリー環境整備推進協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を茨城県水戸市中央1丁目4番1号に置く。

（所掌事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第25条第2項に規定する基本構想の作成に関すること。
- (2) 基本構想に基づく事業の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、バリアフリー環境の整備に関し、協議会が必要と認める事項に関すること。

（委員の構成）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 高齢者団体、障害者団体又は子育て支援団体等の役職員
- (2) 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
- (3) 学識経験者
- (4) 市民又は市内に在学し、若しくは勤務する者
- (5) 関係行政機関
- (6) 前各号に掲げる者のほか、協議会が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。

（役員）

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 役員は、委員の互選によって選出し、相互に兼ねることはできないものとする。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の職務）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

（全体会議）

第7条 協議会の全体会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 会議において決した事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門部会)

第9条 協議会に、第3条各号に掲げる事項について調査及び研究をするため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する部会員をもって組織する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出し、部会の運営については、第7条の規定を準用する。
- 5 部会において調査及び研究を行った場合は、当該調査及び研究の結果を会議に報告するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を行うため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、水戸市市長公室交通政策課に置く。
- 3 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。
- 4 事務局長は水戸市市長公室交通政策課長を、事務局員は同課の職員をもって充てる。

(経費)

第11条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に必要な事項は、別に定める。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規約は、平成28年7月21日から施行する。

付 則

この規約は、令和6年 月 日から施行する。